阿賀野市シティセールスサポーター募集要項

（目的）

第１　この基準は、阿賀野市シティセールスサポーター（以下「サポーター」という。）を設置することにより、阿賀野市の魅力や地域資源等を広く発信し、市のイメージや認知度を高めることを目的とする。

（資格要件）

第２　サポーターは、阿賀野市に愛着を持ち、あらゆる機会を捉え、その魅力や地域資源等を自発的かつ主体的に発信するもので、次に掲げる要件を満たす個人又は団体とする。

(1) 年齢は18歳上とし高校生は除く。

(2）市内外は問わず、阿賀野市に何かしらの繋がりを持っている個人又は団体

(3) 前号に掲げる者以外で、第１の趣旨に賛同する個人又は団体

(4) その他市長が特別に認める者

（活動内容）

第３　サポーターは、次に掲げる活動を行う。

(1) 市の魅力、地域資源等の情報発信、ＰＲ活動

(2) 市のイメージや認知度を向上するため事業やイベントへの参加又は協力

(3) その他、本事業目的の推進に資する活動

○活動内容

・個人及び団体が利用している、インスタグラム、フェイスブック、ツイッター、ライン等のSNSを利用した発信

・各自ホームページ、ブログ等での発信

・各自が参加するイベントでの、観光パンフレット・イベントチラシ等の配布

（報酬等）

第４　サポーターに対する報酬は支給しない。ただし、目的遂行のため、次に掲げるものを提供することができる。

(1) 市が作成する各種刊行物、観光パンフレット等

(2) その他市長が必要と認めたもの

（認定申請）

第５　サポーターとして認定を受けようとする者は、阿賀野市シティセールスサポーター認定申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

（認定）

第６　市長は、申請書の提出があったときはその内容を審査し、適切であると認めるときはサポーターとして認定し、阿賀野市シティセールスサポーター認定通知書（第２号様式）により通知するものとする。

２ 市長は、前項に規定する審査の結果、不適切であると認めるときは、阿賀野市シティセールスサポーター不認定通知書（第３号様式）により通知するものとする。

（任期）

第７　サポーターの任期は、第６の規定による認定をした日から起算して２年とする。ただし、特に申出がない場合は任期満了後、自動的に毎年１年間延長されるものとする。

（認定の変更）

第８　サポーターとして認定された者は、第５により申請した認定内容に変更がある場合には速やかに、阿賀野市シティセールスサポーター変更届（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

（辞任届）

第９　サポーターとして認定された者は、サポーターを辞任しようとするときは、阿賀野市シティセールスサポーター辞任届（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（認定の取り消し）

第１０　市長は、サポーターが公序良俗に反する行為、又はサポーターとして相応しくない行為があった場合は、認定を取り消すことができる。

２ サポーターとの連絡が不通となった場合は、認定を取り消すことができる。

（責任）

第１１　サポーターは、その地位を営利目的で利用してはならない。これに反して営利活動を行い、又はサポーターが第３に規定する活動の範囲を逸脱すること等により第三者に損害等を与えた場合は、当該サポーターが全ての責任を負うこととし、阿賀野市は一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第１２　この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。